

軽減税率を求めるアピール

私たちは政府・与党並びに野党各党に対し軽減税率を導入し、新聞、書籍、雑誌に適用するよう強く要望します。

欧米諸国では新聞、書籍、雑誌の税率を低く抑える軽減税率が導入され、消費者にひろく支持されています。そうした出版物は、知識や思考を深める文化財であり、「知識には課税しない」という考え方が定着しているからです。

わが国においても新聞、書籍、雑誌については、ほかの商品と異なる文化所産であると位置づけられ、出版者や新聞社が販売価格を指定する「再販売価格維持制度」を独占禁止法で認めています。この特例があるため、私たち消費者は全国どこに住んでいても、同じ値段で出版物が購入でき、世界でもまれな新聞宅配制度の恵沢をうけています。

出版物はまた、民主主義の発展に欠かせないものです。そのことは出版物の発行がきびしい制限をうけたことを想像するだけでも納得できます。人びとが等しく、さまざまな情報や知識を手に入れ、学びつづけることは、民主主義の力のもとであり、国力のもとなのです。

読書活動は、未来志向や論理的思考など積極的に生きる力を育てています。私たちは、日本国民が将来にわたって、手軽に新聞、書籍、雑誌を手に行ける軽減税率制度を早急に導入されるよう、ここに要望します。

2013年10月30日
アピール賛同者一同

主要国の付加価値税の概要

区分	日本	EC指令	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年	
非課税	土地の譲渡・賃貸 住宅の賃貸 金融・保険 医療 教育 福祉等	土地の譲渡(建築 用地を除く)・賃貸 中古建物の譲渡 建物の賃貸 金融・保険 医療 教育 郵便等	不動産取引 不動産賃貸 金融・保険 医療 教育 郵便等	不動産取引 不動産賃貸 金融・保険 医療 教育 郵便等	土地の譲渡・賃 貸 建物の譲渡・賃 貸 金融・保険 医療 教育 郵便等	不動産取引 不動産賃貸 金融・保険 医療 教育等	
税率	標準税率	5% ^(注) (地方消費税を含む)	15%以上	19.6%	19%	20%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び 5%未満の超軽 減税率は、否定 する考え方を 採っている	なし	なし	食料品 水道水 新聞 雑誌 書籍 国内旅客輸送 医薬品 居住用建物の建築 障害者用機器等	医薬品(医療機 関による処方) 等
	軽減税率	なし	< 5%以上 > ※ 2段階まで設 定可能 食料品 水道水 新聞 雑誌 書籍 医薬品 旅客輸送 宿泊施設の利用 外食サービス等	< 7% > 旅客輸送 肥料 宿泊施設の利用 外食サービス等 < 5.5% > 書籍 食料品等 < 2.1% > 新聞 雑誌 医薬品等	< 7% > 食料品 水道水 新聞 雑誌 書籍 旅客輸送 宿泊施設の利用 等	< 5% > 家庭用燃料及び 電力等 < 12% > 食料品 宿泊施設の利用 外食サービス等 < 6% > 新聞 書籍 雑誌 スポーツ観戦 映画 旅客輸送等	

(注) 平成26年4月1日より8%(地方消費税を含む)、平成27年10月1日より10%(地方消費税を含む)に引き上げられることとされている。

2013年1月現在・財務省HPから抜粋